

## 生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務仕様書

### 1. 業務名称

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本設計・実施設計業務

### 2. 業務目的

生駒市総合公園体育施設は、昭和 59 年のわかき国体開催にあわせて整備されて以来、本市スポーツ振興の中核施設として、市民スポーツ、健康づくり、各種大会の開催など多様な役割を担ってきた。しかしながら、施設整備から 40 年以上が経過し、建築物及び設備の老朽化が進行するとともに、多様化するスポーツニーズへの対応、ユニバーサルデザインの推進、防災機能の強化及び環境性能の向上などが課題となっている。

また、令和 6 年度に実施した「生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査」において、総合公園体育館には早急な対応を要する箇所が確認され、既設体育館の更新を含めた施設整備の必要性が明らかとなった。

これらを踏まえ、本市では「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本構想」及び「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定し、「スポーツ・健康・交流・防災の拠点」を基本理念として、総合公園体育施設の再整備を進めることとしている。

本業務は、都市基幹公園の一つである「総合公園」として、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する機能は維持しつつ、基本構想及び基本計画に基づき、市民に長く親しまれる「スポーツ・健康・交流・防災の拠点」を実現するため、高度な技術力、創造性、マネジメント能力及び合意形成能力を有する設計者により、既設体育館の跡地利用を含む総合公園体育施設の基本設計及び実施設計を行うことを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 4 月 30 日まで

### 4. 対象施設

- ・ 生駒市総合公園体育館
- ・ 総合公園内関連体育施設
- ・ 外構施設
- ・ 駐車場
- ・ その他本業務に関連する附帯施設

## 5. 関連法令等

本業務は、本仕様書によるほか、第2期生駒市スポーツ推進計画、生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査、基本構想、基本計画、第6次生駒市総合計画第2期基本計画等、本市の関連計画及び要綱等に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者は生駒市と都度協議し、その指示を受けるものとする。

## 6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書及び別紙「建築工事設計業務委託特記仕様書」に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、技術基準及び各種指針等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、生駒市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的取組を提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、生駒市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ生駒市に承諾願を提出の上、了解を得ること。  
本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受託者は、本市の意図及び施設整備方針を十分理解したうえで、適切な技術者配置のもと業務を実施すること。
- (9) 受託者は、全国の先進事例や最新技術動向等を踏まえ、本施設に適した合理的かつ実効性の高い提案を行うこと。
- (10) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議し、その指示を受けること。

## 7. 業務内容

本業務は、以下に示す施設整備に必要となる基本設計及び実施設計を含むものとする。

なお、実施にあたっては、本仕様書及び別紙「建築工事設計業務委託特記仕様書」を確認のうえ実施すること。

- ・新体育館建設工事設計
- ・駐車場整備工事設計
- ・造成工事設計
- ・雨水排水整備設計

- ・ 汚水排水整備設計
- ・ 給排水設備整備設計
- ・ 電気設備整備設計
- ・ 機械設備整備設計
- ・ 公園関連施設整備設計
- ・ 開発（建築）事前協議
- ・ その他敷地内における外構工事設計、土木工事設計

## 8. 設計において求める事項

本業務は、基本構想・基本計画に基づき、市民スポーツの拠点としてふさわしい施設整備を実現するための基本設計・実施設計を行うものである。

生駒市総合公園は、都市基幹公園の一つである「総合公園」として、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に設置された都市公園であることから、施設整備においては、公園全体との調和や回遊性に配慮しつつ、「スポーツ」「健康」「交流」「防災」「環境」の視点を重視し、多様な利用者に配慮した施設計画を求める。

### (1) 市民スポーツ拠点としての機能

市民の日常利用から各種大会利用まで対応可能な競技場機能、観覧機能、諸室機能等を備えた施設計画とすること。

### (2) ファシリティマネジメントを見据えた屋内温水プール整備の提案

本事業では、新たな屋内温水プール整備を検討していることから、市内小中学校のプール授業の集約化や効率的な施設運営を見据えた提案を行うこと。

### (3) 国スポ・パラスポ対応

将来的な国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会への対応を踏まえ、競技団体等との協議を想定した競技規格及び動線計画等を検討すること。

### (4) ユニバーサルデザイン

高齢者、障がい者、子ども等、多様な利用者に配慮したバリアフリー計画とし、誰もが利用しやすい施設計画とすること。

### (5) 防災機能

災害時の避難所利用を想定し、防災備蓄、非常用電源、災害時動線等、防災機能を考慮した施設計画とすること。

### (6) 環境性能・ZEB 対応

脱炭素化及びライフサイクルコスト縮減を踏まえ、ZEB Ready 以上を基本として、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー導入等を検討すること。

### (7) 維持管理性及び経済性

施設整備にあたっては、工事費上限額（概算工事費）を遵守するとともに、必要な

性能及び品質を確保したうえで、華美な仕様を避け、維持管理性、更新性、施工性及びライフサイクルコストも考慮した、合理的かつ経済的な施設計画とすること。

#### (8) DX・スマート化対応

施設予約、入退館管理、設備制御等について、ICT活用による利便性向上及び管理負担軽減を検討すること。

### 9. 設計プロセスにおける合意形成と協働形成

本業務においては、設計成果物の作成だけでなく、市民、利用団体、競技団体、関係機関等との対話及び意見交換を重視すること。

基本設計段階においては、生駒市と連携し、必要に応じて説明会、ヒアリング等を実施するとともに、市民、利用団体及び関係者等を対象としたワークショップを複数回開催し、施設利用に関する意見や要望を把握し、設計内容へ適切に反映すること。

なお、ワークショップの実施に当たっては、開催計画、資料作成、運営支援、意見の取りまとめ及び設計への反映方針の整理を行い、その結果を本市へ報告すること。また、広報に関して支援を行うこと。

### 10. 履行完了時

- ・生駒市が指定する「完了届」と併せて「業務報告書」を作成し、提出すること。
- ・業務報告書は、履行日、履行内容、履行期間中の変更点・変更時期・変更理由、その他必要事項を反映させたものとする。

### 11. 成果物の種類

成果物の規格、様式、提出部数及び電子データの形式は、生駒市と協議のうえ決定するものとする。成果物は印刷物及び電子データにより提出し、印刷物は必要に応じて分冊のうえファイル綴じとし、背表紙及びインデックスを付して整理すること。

なお、その他成果物の内容及び提出部数については、「建築工事設計業務委託特記仕様書」によるものとする。

### 12. 著作権等

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて生駒市に帰属するものとする。

### 13. その他留意事項

- (1) 本事業は限られた財源の中で実施するため、工事費上限額（概算工事費）を遵守するとともに、必要な性能及び品質を確保したうえで、ライフサイクルコストも考慮しながら、可能な限り事業費の縮減を図ること。
- (2) 設計の各段階において概算工事費を算出し、工事費上限額（概算工事費）を超過

するおそれがある場合は、速やかに仕様、面積、設備計画等の見直しを行い、事業費の適正化を図ること。

- (3) 設計にあたっては、既存施設の利用継続に十分配慮するとともに、施工期間中の利用者の安全確保や運営への影響低減を踏まえた計画とすること。
- (4) 総合公園全体の景観や施設配置との調和を図るとともに、周辺環境及び近隣住民への影響に配慮した施設計画とすること。
- (5) 本事業は国庫補助事業の活用を予定していることから、補助金申請に必要となる資料作成、概算事業費の整理その他補助制度に係る技術的支援を行うこと。